

5 - 17 二輪車の制動装置

5 - 17 - 1 装備要件

二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度 25km/h 未満の自動車及び 5 - 19 に規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5 - 17 - 2 の基準に適合する制動装置を備えなければならない。（保安基準第 12 条第 1 項関係）

5 - 17 - 2 性能要件

5 - 17 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 1 項関係）
- (2) 制動装置は、5 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 8 項関係）
- (3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合していると認められる制動装置は、5 - 15 - 2 - 1 (3) の基準に適合するものとする。（細目告示第 171 条第 2 項第 3 号関係）

5 - 17 - 2 - 2 視認等による審査

- (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 1 項関係）
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 4 項関係）

独立に作用する 2 系統以上を有すること。（細目告示第 171 条第 4 項第 1 号）

5 - 15 - 2 - 2 (2) の基準に適合すること。（細目告示第 171 条第 4 項第 2 号関係）

二輪自動車及び側車付二輪自動車（1 - 3³³イに規定する側車付二輪自動車を除く。）に備える制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、前車輪を含む車輪及び後車輪を含む車輪をそれぞれ独立に制動するものであること。（細目告示第 171 条第 4 項第 3 号関係）

1 - 3³³イに規定する側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える制動装置は、駐車制動装置並びにすべての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置又は連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置を備えたものであること。

ただし、連動制動機能を有する主制動装置にあっては、補助主制動装置に替えて、駐車制動装置を備えることができる。（細目告示第 171 条第 4 項第 3 号関係）

液体の圧力により作動する主制動装置は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。（細目告示第 171 条第 4 項第 5 号）

ア 制動液の液面のレベルを容易に確認できる透明若しくは半透明なりザーバ・タンク又はゲージを備えたもの

イ 制動液が減少したときに、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

ウ その他制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けずに容易に確認できるもの

分配制動機能を有する主制動装置は、制動装置が作動していないにもかかわらず制動液の液量が制動液のリザーバ・タンクの容量の半分の量以下となった場合に、運転者席の運転者に視覚的に警報する赤色警報装置を備えたものであること。（細目告示第 171 条第 4 項第 6 号）

走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できる装置を備える自動車に備える制動装置は、回転運動の停止を有効に防止できる装置が正常に作動しないおそれが生じた場合に、その旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。（細目告示第171条第4項第7号）

5 - 17 - 3 欠番

5 - 17 - 4 適用関係の整理

4 - 17 - 4の規定を適用する。

この場合において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。